

小山工業高等専門学校教育改善推進室規程

制 定 平成 16 年 11 月 1 日

最終制定 平成 22 年 4 月 1 日

(設置の目的)

第 1 条 教育の改善活動に対して組織的・継続的に支援し、教授方法の改善・向上を促進することを目的として、小山工業高等専門学校教育改善推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事補
- 二 教務委員若干名
- 三 その他校長が必要と認めた者

2 室員は、校長が任命する。

3 第 1 項各号の室員の任期は 1 年とし、再任を妨げない。

4 推進室に室長を置き、教務主事補をもって充てる。

(任務)

第 3 条 推進室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 教育方法の評価と改善に関すること。
- 二 教育技術の向上に関すること。
- 三 研修に関すること。
- 四 教育貢献評価方法の調査研究に関すること。
- 五 カリキュラム改革に関すること。
- 六 その他教育改善の推進に関すること。

(事務)

第 4 条 推進室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営に関し必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。